

令和5年4月26日

住民の皆さまへ

松本広域連合

職員の懲戒処分等について

職員に対し地方公務員法（以下「法」）に基づく懲戒処分等下記のとおり行いましたので、お知らせします。

本件につきまして、松本地域の住民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

記

1 処分について

- | | |
|----------|---------------------------------------------|
| (1) 対象者 | 消防職員 49歳 係長 |
| (2) 処分内容 | 減給 3月 10分の1 |
| (3) 処分日 | 令和5年4月26日 |
| (4) 処分理由 | 法第29条第1項第1号及び3号に基づく処分
信用失墜行為の禁止(法第33条)違反 |

2 事案の概要

令和2年に知人と口論となり、その内容が、刑法第222条第1項に該当する行為であったとして、裁判所から脅迫罪により罰金10万円の略式命令を受け、罰金を納付したものです。

3 再発防止の取組み

署長会議を開催し、綱紀粛正及び服務規律の確保について徹底を図りました。

【問合せ先】

消防局総務課 TEL0263-25-0119